御代田町公告第47号

町有地売払いに係る一般競争入札の執行について（令和８年度第一回）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び御代田町財務規則（平成20年御代田町規則第21号）第105条の規定により一般競争入札による町有財産の売払いについて、次のとおり公告します。

令和８年10月26日

御代田町長　小園　拓志

１　一般競争入札により売払いする物件

（不動産）

物件番号	所在地	地目	面積（㎡）	予定価格（最低売却価格）	入札保証金
24-21	大字馬瀬口 1625 番２	原野	1861.1	27,540,000 円	1,377,000 円

※予定価格は、あらかじめ御代田町が定めた最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効。

２　入札参加者の資格

（１）次に掲げる者は、入札参加の資格を有しない。

ア　国内に住所を有しない者及び日本国内で法人登録をしていない法人

イ　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる者

ウ　自己または自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に指定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者のほか、次の各号に該当する者

①　暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

②　暴力団または暴力団員がその経営に実質的に関与している者

③　自己、自社または第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用するなどしている者

④　暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

⑤　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥　暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

エ　前記ウに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

オ　日本語を完全に理解できない者

カ　御代田町が定める入札注意書の内容を承諾せず、遵守できない者

キ　公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方。

ク　国税及び地方税を完納していない者

ケ　当該公有財産に関する事務に従事する御代田町の職員

コ　その他町長が入札に参加させることが不適当と認める者

３　入札手続等に関する事項

（１）担当課

〒３８９－０２９２　長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口１７９４番地６

御代田町　企画財政課　財政係

電話　０２６７－３２－３１１２（内線１４４・１４６）

（２）入札注意書の交付期間及び交付方法

ア　交付期間

原則、令和８年１０月２６日（月）午後１時から令和８年１１月１６日（月）午後２時まで

イ　交付方法

企画財政課財政係で受け取るか、御代田町のホームページからダウンロードするものとする。

（３）入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、一般競争入札参加申込書に必要書類を添付して、令和８年１１月１６日（月）午後５時まで（提出期限必着）に御代田町企画財政課財政係に提出し、一般競争入札への参加を申し込まなければならない。

なお、上記期限までに参加申込書を提出されない場合は、入札に参加することができない。

（４）入札保証金に関する事項

入札参加者は、予定価格の１００分の５以上の額の入札保証金を御代田町が指定する納付方法により入札の前に納付しなければならない。原則として、令和８年１１月２４日（火）午後５時までに御代田町が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができない。

（５）入札・開札手続等に関すること

ア　入札期間

令和８年１１月１７日（火）から令和８年１１月２４日（火）午後５時まで

イ　入札の場所

御代田町役場　２階　企画財政課財政係

ウ　開札日

令和８年１１月２６日（木）午前１０時から

エ　開札場所

御代田町役場　２階　会議室１

オ　開札における入札者の立ち合い

入札者は、入札者が入札した物件の開札に立ち会うことができる。

（６）契約条項を示す場所

御代田町役場　企画財政課　財政係

（７）落札者の決定方法等に関する事項

ア　落札者の決定方法

入札価格が予定価格（最低売却価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ引きで落札者を決定する。この場合くじ引きを辞退することはできない。くじを引かない者がいるときは、入札事務に関係のない御代田町職員が代理となりくじ引きに参加する。

イ　入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とす

る。

ウ　入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行う事ができないときは、これを中止する。この中止における入札者の損害について御代田町は責任を負わない。

エ　落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から、原則として１０日以内に契約を締結しないときは、落札を無効とし、入札保証金は御代田町に帰属する。

4　契約手続等に関する事項

（1）売却の決定金額

不動産については、落札者が入札した金額を決定額とする。

（2）売買代金の支払方法

不動産については開札日の翌日から起算し１０日以内（令和８年１２月７日（月）に、落札価格の１０％以上の契約保証金のうち、３の（４）の入札保証金を契約保証金に充当した額を差引いた額を町が発行する納入通知書により納入することとする。また、御代田町が指定する方法により契約金額から契約保証金を差引いた額を令和９年１月２９日（金）までに納付するものとする。

5　その他の事項

（1）詳細は入札注意書による。